

審査基準（再生材供給サプライチェーン構築支援事業）

事業の採択手順について

○事業採択までの手順

（１）審査基準等の策定

- ・ 審査基準策定の考え方

事業の「適格性・合理性」及び「事業効果・事業意義」に関する審査項目を事務局（PCKK）が審査委員及び環境省と協議の上、策定する。

（２）審査及び採択の流れ

① 基本的要件の確認

応募申請書に記載されている内容が下記（３）の基本的要件を満たしているか事務局で確認する。

- ・ 事業を行うための実績・能力・実施体制・事業効果・経費内容・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ・ 国からの他の補助金を受けていないこと。



② 事務局審査

- ・ 採択ルール及び審査項目に基づき事務局が審査する。
また、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出を求める。



③ 有識者による審査委員会

- ・ 必要に応じて有識者によるヒアリングを行う。
- ・ 同一事業者から複数の応募があった場合には、同一事業者に補助金が偏らないように調整する。
- ・ 採択見込額が予算を超える場合は、申請額の見直し可能性（自己負担額の増）を打診する。



④ 採択事業の決定

- ・ 環境省 環境再生・資源循環局長と協議し、事務局が採択する。

(3) 基本的要件の確認

事務局において、応募申請書すべての項目を満たした事業について採点することとし、下表の確認事項の「B」に該当する事業は、基本的な要件を満たしていないと判断し、不採択とする。

基本的要件		確認事項（判断基準）				確認書類
ア	事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること	許可の有無	A	必要な場合において、廃棄物処理業等の許可を受けている又は受ける予定		許可書の写し又は取得予定の旨を記載した書類
			B	必要な場合において、廃棄物処理業等の許可を受けておらず、かつ受ける予定がない		
		経理状況	A	下記以外		経理状況説明書
			B	直近の2ヵ年度がともに債務超過（純資産合計が負）であり、改善の見込みがない		
		実施体制	A	実施計画書に適正な実施体制及び設備の保守計画が記載されている		実施計画書 「事業の実施体制」及び 「設備の保守計画」
			B	明らかに不適切又は記載なし		
		資金回収年数	A	下記以外		
			B	資金回収年数が3年未満又は法定耐用年数の3倍以上である。（これまでリサイクル困難であったものをリサイクル可能とするなど資源循環を効果的に促進可能な特別な技術や設備の導入につながる場合を除く）		
イ	事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること		A	実施計画書及び経費内訳に必要な根拠資料が添付されており、記載内容が適正である		実施計画書、経費内訳、添付資料
			B	明らかに不適切又は記載なし		
ウ	導入する設備等について、国からの他の補助金等を受けていないこと		A	国からの他の補助金等を受けない（固定価格買取制度による売電を行わないことを含む）		実施計画書 「他の補助金等との関係」
			B	国からの他の補助金等を受けている又は受ける予定		

エ	暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること		A	誓約書を添付してある		誓約書
			B	誓約書なし		
オ	補助事業が令和9年2月28日までに完了する見込みであること。		A	令和9年2月28日までに完了する見込みである。		実施計画書 「事業実施スケジュール」
			B	明らかに令和9年2月28日までに完了しない。		

※対象となる補助事業として適正であるか特別な判断を要する場合は、審査委員に相談する場合がある。

審査基準の策定について

1. 審査基準の考え方

- (1) 応募事案の審査を行うため、事業の適格性・合理性、事業効果・事業意義に関する審査基準の項目を設定する。
- (2) 補助事業の適格性・合理性に関する配点は全体の20%とし、80%を事業効果・事業意義に関する配点とする。

2. 審査の項目

- (1) 適格性・合理性
 - ア 事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性
- (2) 事業効果・事業意義
 - イ 事業の循環型社会の構築又は経済安全保障の確保への貢献
 - ウ 廃棄物等の収集運搬の効率化又は供給する再生資源等の質若しくは量の向上
 - エ 事業の先進性

3. 採択ルール

- (1) 審査基準において、基礎点を設定する審査項目（アとイ）のいずれにも0点がないこと。
- (2) 審査基準における採点基準の合計点数の高い順に採択する。

4. 審査基準

審査項目		審査基準	採点基準		点数
適格性・合理性	ア 事業の実施計画の 20点 確実性及び合理的な実現性	本事業の実施計画の確実性・事業の継続が見込まれるかについて評価する。 (基礎点 18 点満点 + 加点 2 点満点)	基礎点 a	本事業に対する理解度が高く、実施計画が本事業の目的に照らして合理的で、実現可能性が十分に高い。	18 点
			基礎点 b	本事業に対して一定の理解があり、実施計画が事業目的に照らして妥当で、一定の実現可能性が見込める。	10 点
			基礎点 c	本事業に対する理解度が低く、実施計画の実現可能性が低い又は判断できない。	0 点
			加点 d	次のいずれかに該当すること。 ・エコ・ファーストに認定 ・循環経済パートナーシップ (J4CE) に参加 ・デコ活応援団に参加 ・サーキュラーパートナーズ (CPs) の会員	2 点

※まず、基礎点が a、b、c のいずれに該当するかを評価する。基礎点が c に該当する場合は、加点 d の採点は行わない。

審査項目		審査基準	採点基準		点数
事業効果・事業意義	イ 事業の循環型社会の構築又は経済安全保障の確保への貢献 40点	本事業の実施により、国内における金属資源等の循環利用が促進され、我が国の基幹産業への再生資源等の安定供給、天然資源・輸入資源への依存低減、海外流出・焼却・最終処分等から国内循環への転換その他の再生資源供給サプライチェーンの強化にどの程度貢献するかを評価する。 (基礎点 20 点満点+加点 20 点満点)	基礎点 a	循環型社会の構築又は経済安全保障の確保への貢献が具体的かつ大きく、その効果について明確な根拠が示されている	20 点
			基礎点 b	循環型社会の構築又は経済安全保障の確保への一定の貢献が見込まれるが、その効果の具体性又は根拠に一部不十分な点がある	10 点
			基礎点 c	循環型社会の構築又は経済安全保障の確保への具体的な貢献が確認できない、又は判断するための根拠が示されていない	0 点
			加点 d	「経済安全保障推進法」に基づく供給確保計画の認定を受けた者に対し、特定重要物資の生産に必要な原材料等として再生資源等を供給していること（認定を受けた者が自らに対し、再生資源等を供給する場合を含む）	12 点
			加点 e	「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」に基づく「高度再資源化事業計画」、「高度分離・回収事業計画」又は「再資源化工程高度化計画」の認定企業であること	4 点
			加点 f	間接補助事業により設備又は施設を港湾に整備する場合に、当該港湾が「循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）」に選定されていること	4 点

ウ 廃棄物等の収集運搬の効率化又は供給する再生資源等の質若しくは量の向上 合計 25 点	申請毎に①再資源化等設備導入事業又は②物流保管施設等導入事業を選択すること。ただし、①と②の両方を導入する申請の場合は②を選択すること。 (基礎点 25 点=A～C:20 点満点+D:5 点満点) ☐ ①再資源化等設備導入事業での申請→ 審査基準 A, B 及び D を選択 ☐ ②物流保管施設等導入事業での申請→ 審査基準 A, B, C 及び D を選択			
	選択した A～C はすべてに記載すること。点数は A～C で獲得した係数の比を 20 点に乗じて点数を算出する。ただし、乗じる係数の分母は次の通りとする。 ①再資源化等設備導入事業の分母は 4 ②物流保管施設等導入事業の分母は 6 (計算例) X 社が①で応募：A, B 両方に記載があり、どちらも 1 点だった→$20 \text{ 点} \times (1+1) / 4 = 10 \text{ 点}$ Y 社が②で応募：B, C にのみ記載があり、B が 1 点、C が 2 点だった→$20 \text{ 点} \times (0+1+2) / 6 = 10 \text{ 点}$			
	A. 再生資源等の質の向上	係数 a	導入前後の品質指標が定量的に示され、需要家の要求仕様への適合、用途拡大又は高品位用途への転換が明確な根拠により確認できる	2
		係数 b	品質向上は見込まれるが、導入前後の比較又は需要家ニーズとの関係が具体的かつ十分に示されていない	1
		係数 c	品質向上が確認できない、又は判断に必要な根拠が示されていない	0
	B. 再生資源等の量の向上	係数 a	追加的な国内供給量又は導入前と比較した供給量の増加率が大きく、算定根拠、原料調達、設備能力、歩留まり及び供給先との整合が十分に確認できる	2
		係数 b	国内供給量の増加は見込まれるが、算定根拠又は調達・供給計画の確実性が具体的かつ十分でない	1
		係数 c	追加的な国内供給量を確認できない、又は算定根拠が明らかに不十分である	0
	C. 収集運搬の効率化	係数 a	効率化効果が定量的かつ具体的に示され、その算定根拠、関係者との調整状況及び実現可能性が十分に確認できる	2
		係数 b	効率化効果は見込まれるが、定量的な根拠又は実現可能性の説明が具体的かつ十分でない	1
		係数 c	効率化効果が確認できない、又は判断に必要な根拠が示されていない	0

		D. 当該効果に対する設備投資の妥当性： 5 点	a	得られる効果に対して設備の規模・仕様・経費が十分に合理的であり、同等の効果をより小さい投資で得ることが困難であることが確認できる	5 点
			b	効果は認められるが、設備規模、仕様又は経費の妥当性に不明確な点がある	3 点
			c	得られる効果に比して設備投資が明らかに過大、又は判断に必要な根拠が示されていない	0 点
	工 事 業 の 先 進 性 15 点	従来設備又は従来の処理方法と比較した、再資源化技術、回収可能対象、再生資源の品質、資源回収率、エネルギー効率その他の技術的又は事業的な先進性を評価する。 (15 点満点)	a	従来リサイクルが困難であった対象の再資源化又は高品位用途への転換等を実現し、技術的根拠及び実施後の用途・供給先が明確である	15 点
			b	従来設備又は従来の処理方法と比較して、回収対象、品質、回収率、選別精度、資源効率等の向上が認められるが、その内容又は根拠の説明が十分でない。	10 点
			c	従来設備との差異又は先進性が確認できない	0 点
合 計 (100 点満点)			100 点		